

議案第五十六号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年港区条例
第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「区長の選挙の場合に限る。」を削る。

第六条中「（区長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に關す

る条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される港区議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された港区議会議員の選挙については、なお従前の例による。

（説明）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十六号）の施行による公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部改正に伴い、ビラの作成に係る経費について、区議会議員の選挙においても限度額の範囲内で公費負担とするため、本案を提出いたします。